（資料－１）

○点検の目的

公共工事の品質を確保するためには、適正な施工体制の確保が重要であり、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」では、より一層の適切な施工体制の確保が求められたところです。

東北地方整備局では、施工体制の点検要領等により、各工事を担当する監督職員等によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法の趣旨のより一層の徹底を図るため、監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を平成18年10月から11月にかけて実施しました。

この取り組みは今年度で５回目となりますが、今年度は、新たな点検項目として、請負額2,500万円以上の下請負業者に対して、適切な下請契約がされているか、主任技術者へヒアリングを実施しました。

○点検対象工事件数（部門別）

全体で122件の工事（稼動中工事981件の約12%）を点検しました。このうち低入札工事は、61件（稼働中工事76件の約80%）でした。

H18.10.1現在

	稼働中工事件数		点検対象工事件数	
	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１７	Ｈ１８
土木	１，００３（２６）	９３８（７２）	１５２（ ９）	１０９（５６）
港湾	３９（ １）	２８（ ０）	７（ １）	９（ ４）
営繕	１７（ ３）	１５（ ４）	９（ １）	４（ １）
計	１，０５９（３０）	９８１（７６）	１６８（１１）	１２２（６１）

＊（）は、低入札価格工事（件数は内書き）

○点検内容

基本点検

【 監理技術者の配置等に係る点検項目】
①主任技術者等の資格と常駐状況②監理技術者資格者証の提示、講習修了証の確認
③主任技術者等の同一性の確認

【施工体制台帳の備え付けに関する点検項目】
①施工体制台帳の備え付けの把握②施工体系図の掲示③建設業許可票の掲示の確認
④建退共加入証の掲示状況⑤労災保険関係成立票の掲示状況⑥工事カルテの登録状況

【下請け契約に関する点検】
①下請の建設業許可　②軽微な工事の下請け契約
③明確な工事内容での下請契約　④適切な請負代金の支払い方法

一括下請負点検

【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】
①技術者の常駐状況　②発注者との協議　③住民への説明　④官公庁等への届け出
⑤近隣工事との調整　⑥施工計画書　⑦工程管理の実施状況　⑧施工管理 ⑨下請負業者の完成検査　⑩安全管理　⑪施工調整・指導監督

【施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）】
①主たる一次下請人に直営施工がない
②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工
③工区割された近接工事を同一一次下請人が施工
④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工

【下請業者の点検】※今回新規項目
①下請の主任技術者の配置状況
②下請の主任技術者へのヒアリング

○点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員による抜き打ち点検とし、工事監視官、工事検査官及び港湾空港整備課長等並びに技術・評価課長等、各事務所においては、工事品質管理官及び副所長により行いました。なお、主任監督員等の監督職員の立会の上で、各工事現場に立ち入り、関係資料の提示を求め実施しました。